

市民活動推進課事業の取り扱いについて

■青少年平和交流派遣事業

○開催を中止とする。

<中止理由>

青少年ピースフォーラム（主催：公益財団法人長崎平和推進協会）が中止となったため。
（青少年ピースフォーラムは、本事業の参加者が、全国の青少年や長崎の青少年とともに、被爆の実相や平和の尊さについて学び交流を深める機会となることから、本事業の重要な要素と位置付けていたプログラムである。）

<事業概要>

日程 令和2年8月8日（土）～10日（月・祝）

場所 長崎県長崎市

内容 市内在住・在学の中高生を長崎市へ派遣し、青少年ピースフォーラムおよび平和祈念式典（長崎市主催）への参加、フィールドワーク等を行う

■市民相談事業

○6月12日（金）まで電話相談、6月15日（月）より当面の間、電話相談と対面相談（アクリル板設置、十分な換気等の感染予防対策）の選択制とし、マスク着用、発熱・呼吸器症状があった場合の利用自粛、手指消毒液の使用、相談時間の短縮を事前周知する。
詳細は以下のとおり。

相談	対応
法律相談 （毎週水金曜日）	・電話相談（5月27日（水）～6月12日（金）1回15分程度） ・対面相談または電話相談の選択制（6月15日（月）～当面の間） *対面相談の場合20分程度（通常30分）
交通事故相談 （毎月第1・3木曜日）	・電話相談（毎月第1木曜日）次回6月4日（木）1回30分程度。 *毎月第1木曜日は、日弁連弁護士対応。 （当面、電話相談。中止の可能性あり） ・対面相談または電話相談の選択制（毎月第3木曜日）次回6月18日（木）1回40分程度。*毎月第3木曜日は交通事故相談員対応。

相 談	対 応
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人権相談 ・ 行政相談 (毎月第2木曜日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話相談 (6月11日(木) 1回30分程度(通常60分)) ・ 対面相談または電話相談の選択制 (7月9日(木)～当面の間) * 対面相談の場合50分程度(通常60分)
障害者法律相談 (毎月第3火曜日)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話・ファクシミリでの相談 (6月16日(火) 1回60分) ・ 対面相談、電話相談またはファクシミリ相談の選択制 (7月21日(火)～当面の間)
年金・社会保険・労務相談 (毎月1回) * 6・7月のみ月2回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電話相談 (6月9日(火) (1回15分程度)) ・ 対面相談または電話相談の選択制 (6月23日(火)～当面の間) * 対面相談の場合20分程度(通常30分)
税務相談 (毎週水曜日)	電話相談 (6月24日(水)～当面の間。1回15分程度)